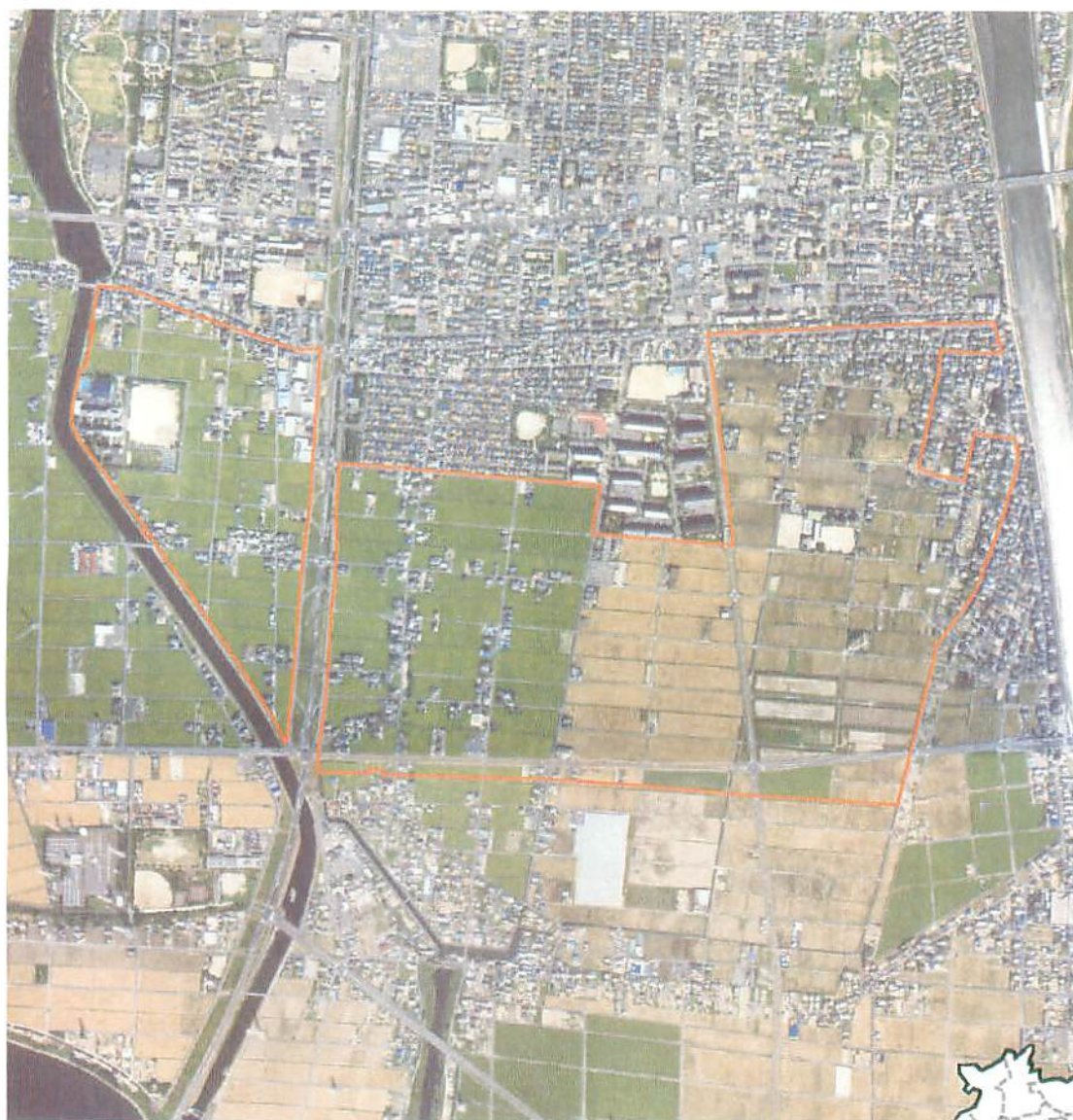


茶屋新田土地区画整理事業

～環境影響評価準備書のあらまし～



事業実施区域及びその周辺（平成 17 年撮影）



名古屋市

事業の概要

都市計画対象事業の名称	名古屋都市計画事業 茶屋新田土地区画整理事業
都市計画決定権者の名称	名古屋市
事業者の名称	(仮称)茶屋新田土地区画整理組合
都市計画対象事業の種類	土地区画整合法第2条第1項の規定に基づく土地区画整理事業
対象事業実施区域の位置	愛知県名古屋市港区大西一丁目、西茶屋二丁目他
対象事業実施区域の規模	面積 147.5ha

事業の目的

茶屋新田地区は、名古屋市の南西部に位置し、農業を中心とした土地利用がされていますが、北側の春田野地区、福田地区では土地区画整理事業等により市街化がされ、南陽大橋が開通して広域的な幹線道路の整備も進みつつあります。

本事業は、これらを活かした良好な市街地の形成を行うため、道路、公園等の公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図り、周辺地域と一体となったまちづくりを進めていくものです。

事業の内容

土地利用計画の概要		
道 路 計 画	幹 線 道 路	都市計画道路戸田荒子線（市道）：幅員 28mに拡幅
	補助幹線道路	都市計画道路として、東茶屋線、南秋葉線、西茶屋線を配置
公園・緑地計画	街区公園など	公園は、地区面積の 3 %以上の面積を確保
下 水 道 計 画	雨 水	側溝等により排水し、事業実施区域外へは水路を経由して、東小川へ排出 雨水の流出増に対応するため、調整池を設置
	汚 水	下水道を整備し、打出終末処理場において処理
宅地の利用計画	住 宅 地	ゆとりある良好な居住環境を備えた住宅地の用途とする
	商 業 地	幹線道路の沿道には沿道型商業施設の用途を配置
工事計画の概要		
主 な 工 事	整地工、水路築造工、道路築造工、公園等整備工事、調整池築造工等	
造 成 計 画	主に既設道路の高さを基本に、地区外から約 930,000m ³ の土砂を搬入する盛土工	
工 事 工 程	事業の実施にあたっては、地権者等と調整しながら工事を進めることとなりますが、 ここでは工事期間を概ね 10 年間としました。	
工事用車両の運行ルート	名古屋環状 2 号線、東海橋線、戸田荒子線	
環境配慮事項の概要		
・ 排出ガス対策型及び低騒音・低振動型の建設機械を積極的に採用します。		
・ 工事用道路は幹線道路を使用して、工事用車両の運行ルートの分散化を図ります。		
・ 住宅地に近接している箇所では建設機械の複合同時稼働を極力避けるよう努めます。		
・ 工事施工ヤードは事業実施区域外に設置しません。		
・ 造成工事に先行して仮設の沈砂池を設置します。		
・ 造成工事で使用する盛土材は、土壌の汚染に係る環境基準及びダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準への適合、産業廃棄物に該当しないことの確認等、安全性が確保された土を搬入します。		
・ 工事の実施に伴う建設発生土については、造成工事における盛土材として使用します。		
・ 既存工作物の撤去に伴い発生するアスファルトがら等については、再資源化施設へ搬出するなど、有効利用に努めます。		

環境影響評価項目

環境影響評価方法書（平成 14 年 11 月）で示した項目について、環境影響評価法第 8 条第 1 項及び第 10 条第 1 項に基づく環境の保全の見地からの意見等を踏まえて見直しを行いました。

環境要素の区分 影響要因の区分				工 事 の 実 施				土地又は工作物の 存在及び供用		
				雨水の排水	造成工事	建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	(土地の改変) 敷地の存在	(施設の稼働) 構造物の存在	交通の集中
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素						●	●
			浮遊粒子状物質						●	●
			ダイオキシン類						●	
			粉じん等			○	○			
		騒音	騒音			○	○		●	●
		振動	振動			○	○		●	●
		悪臭	悪臭						●	
	水環境	水質	水の濁り	○						
	土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					×		
		地盤	地盤沈下							
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地					○		
	植物		重要な種及び群落	●				○		
	生態系		地域を特徴づける生態系	▲				○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	○	
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場					●	●	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物		○					

注：○は標準項目のうち環境影響評価を実施する項目。
 ：×は標準項目のうち環境影響評価を実施しない項目。
 ：は標準項目に追加して環境影響評価を実施する項目。
 ：●は方法書に追加して環境影響評価を実施する項目。
 ：▲は方法書から変更して環境影響評価を実施しない項目。

環境影響評価の結果

○大気質

建設機械の稼働及び工事用車両の運行に係る大気質については、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質ともに環境基準を下回っています。環境目標値については浮遊粒子状物質は下回っているものの、二酸化窒素は上回ると予測されますが、本事業による寄与の割合は小さく、影響は小さいものと考えられます。

【建設機械の稼働】

予測項目	寄与濃度 (最大着地濃度)	バックラウト 濃度	予測環境 濃度	日平均値の年 間 98%値又は 2%除外値	評価指標	
二酸化窒素 (ppm)	0.00640	0.023	0.02940	0.050	環境基準	0.04～0.06ppm のゾ ン内、又はそれ以下
					環境目標値	0.04ppm 以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.00090	0.034	0.03490	0.078	環境基準	0.10mg/m ³ 以下
					環境目標値	

【資材及び機械の運搬に用いる車両の運行】

予測項目	寄与濃度		バックラウト 濃度	予測環境 濃度	日平均値の 年間 98%値 又は 2%除外値	評価指標	
	一般車両	工事用車両					
二酸化窒素 (ppm)	0.00077～ 0.00379	0.00001～ 0.00005	0.023	0.024～ 0.027	0.046～ 0.050	環境基準	0.04～0.06ppm のゾ ン内、又はそれ以下
						環境目標値	0.04ppm 以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.00025～ 0.00128	0.00000～ 0.00002	0.034	0.034～ 0.035	0.084～ 0.087	環境基準	0.10mg/m ³ 以下
						環境目標値	

建設機械の稼働及び工事用車両の運行に係る粉じん等については、降下ばいじん量の最大値で 1.76t/km²/月及び 2.42t/km²/月と予測され、目安となる 10t/km²/月を下回っており、本事業による環境影響は小さいものと考えられます。また、造成工事に伴う裸地による粉じん等については、強風（風速 5.5m 以上）の出現割合は 3.9%であり、造成工事は事業計画により順次行い、必要に応じて散水をしたり種子散布を行うなどの対策を講ずることから、本事業による影響は小さいものと考えられます。

斎場施設の稼働及び供用時の交通の集中に係る大気質については、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類ともに環境基準を下回っています。環境目標値については浮遊粒子状物質は下回っているものの、二酸化窒素は上回ると予測されますが、本事業による寄与の割合は小さく、影響は小さいものと考えられます。

【斎場施設の稼働】

予測項目	寄与濃度 (最大着地濃度)	バックラウト 濃度	予測環境 濃度	日平均値の年 間 98%値又は 2%除外値	評価指標	
二酸化窒素 (ppm)	0.00081	0.023	0.02381	0.043	環境基準	0.04～0.06ppm のゾ ン内、又はそれ以下
					環境目標値	0.04ppm 以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.00014	0.034	0.03414	0.077	環境基準	0.10mg/m ³ 以下
					環境目標値	
ダイオキシン類 (pg-TEQ/m ³)	0.00135	0.14	0.14135	—	環境基準	0.6pg-TEQ/m ³ 以下

【供用時の交通の集中】

予測項目	寄与濃度		バックラウト 濃度	予測環境 濃度	日平均値の 年間 98%値 又は 2%除外値	評価指標	
	一般車両	施設関連 車 両					
二酸化窒素 (ppm)	0.00061～ 0.00245	0.00000～ 0.00002	0.023	0.024～ 0.025	0.046～ 0.049	環境基準	0.04～0.06ppm のゾ ン内、又はそれ以下
						環境目標値	0.04ppm 以下
浮遊粒子状物質 (mg/m ³)	0.00019～ 0.00079	0.00000～ 0.00000	0.034	0.034～ 0.035	0.084～ 0.085	環境基準	0.10mg/m ³ 以下
						環境目標値	

○ 騒音

建設機械の稼働及び斎場施設の稼働に係る騒音については、基準値を下回っており、本事業による騒音の影響の程度は極めて小さいものと考えられます。

工事用車両の運行及び供用時の交通の集中に係る騒音については、一部の地点で道路交通騒音の環境基準の値を上回ることが予測されましたが、一般車両のみの道路交通騒音との差は1 dB 未満であり、本事業による騒音の影響の程度は小さいものと考えられます。

【建設機械の稼働】

・工事敷地境界の騒音レベルの予測結果（ L_{A5} ）

予測項目	等価騒音レベル （ L_{Aeq} ）	等価騒音レベルと L_{A5} との差	騒音レベルの90%レ ンジ上端値（ L_{A5} ）	特定建設作業に係る 騒音の基準
騒音レベル（dB）	77	5	82	85

・市営西茶屋荘付近における予測結果（ L_{Aeq} ）

高さ（m）	1.2	3	6	9	12	15	18	21
騒音レベル（dB）	69	69	68	68	68	68	68	67

【資材及び機械の運搬に用いる車両の運行】（ L_{Aeq} ）

予測項目	一般車両のみ	一般車両と 工事用車両	環境基準 （昼間）	自動車騒音の限度 （昼間）
騒音レベル（dB）	66～72	66～72	70	75

【斎場施設の稼働】（ L_{A5} ）

予測項目	北側敷地境界	東側敷地境界	南側敷地境界	西側敷地境界	特定工場等の騒音に 係る規制基準（昼間）
騒音レベル（dB）	29	27	27	29	50

注：敷地境界は斎場施設の敷地境界をいう。

【供用時の交通の集中】（ L_{Aeq} ）

予測項目	一般車両のみ	一般車両と 施設関連車両	環境基準 （昼間）	自動車騒音の限度 （昼間）
騒音レベル（dB）	66～72	66～72	65、70	75

○ 振動

建設機械の稼働及び斎場施設の稼働に係る振動については、基準値を下回っており、本事業による振動の影響の程度は極めて小さいものと考えられます。

工事用車両の運行及び供用時の交通の集中に係る振動については、道路交通振動の限度を下回っており、一般車両のみの道路交通振動との差は1 dB 未満であり、本事業による振動の影響の程度は極めて小さいものと考えられます。

【建設機械の稼働】（ L_{10} ）

予測項目	振動レベルの80%レンジ上端値	特定建設作業に係る振動の基準
振動レベル（dB）	59	75

【資材及び機械の運搬に用いる車両の運行】（ L_{10} ）

予測項目	一般車両のみ	一般車両と 工事用車両	道路交通振動の限度 （昼間）
振動レベル（dB）	52～57	52～57	65、70

【斎場施設の稼働】（ L_{10} ）

予測項目	北側敷地境界	東側敷地境界	南側敷地境界	西側敷地境界	特定工場等の振動に 係る規制基準（昼間）
振動レベル（dB）	40	26	30	50	65

注：敷地境界は斎場施設の敷地境界をいう。

【供用時の交通の集中】（L₁₀）

予測項目	一般車両のみ	一般車両と 施設関連車両	道路交通振動の限度 （昼間）
振動レベル（dB）	52～55	52～55	65、70

○悪臭

類似施設である八事斎場における悪臭調査結果では、敷地境界のアンモニア濃度が0.20ppm、その他の特定悪臭物質は定量下限値未満、臭気指数は10未満であった。新斎場においては排ガスを高温で再燃焼して臭気成分を分解する、定期的に機器点検及び機能検査を実施する等の無臭化を図ることから、本事業による影響の程度は極めて小さいものと考えられます。

○水質

工事の実施に伴い事業実施区域から排水される浮遊物質量は40～71mg/Lと予測され、名古屋市が定める建設工事に伴う排水の浮遊物質量の目安である200mg/Lを下回り、造成工事を順次行い裸地面積をできるだけ小さくすること等、濁水の発生の低減、濁水の流出面積の減少を計画していることから、濁水による影響の程度は極めて小さいものと考えられます。

○地盤

土地の改変による地盤沈下量については、事業実施区域の敷地境界において最大4.82cmと予測されますが、造成工事中及び造成工事終了後の周辺地盤の変動を測定するとともに、事業実施区域周辺の構造物等の変状を確認する計画であり、周辺構造物等に変状が認められる場合には必要に応じて復旧工事を行うことから、造成工事に伴う地盤への影響は小さいものと考えられます。

また、圧密度90%に要する時間は概ね1年程度で、最大4.82cmの沈下量が予測される南側敷地境界では、53日間で90%の圧密が終了することが予測されます。

敷地からの距離 （m）	0	3	5	10	15	20
圧密沈下量 （cm）	0.00～4.82	0.00～3.14	0.00～2.31	0.00～1.09	0.00～0.55	0.00～0.31

○動物

【雨水の排水】

整地工においては、仮設の沈砂池を適切に配置する、造成工事を順次行い裸地面積をできるだけ小さくする、造成法面の緑化を行う等、濁水の発生の低減、濁水の流出面積の減少を計画していることから、クサガメ、イシガメ、カワバタモロコ、ドブガイについては、本事業による影響の程度は極めて小さいものと考えられます。

【敷地の存在（土地の改変）】

事業実施区域周辺に広がる水田地域の休耕田に対して灌水されるよう努め、周辺地域の水田環境の生息地としての質を向上させることにより、チュウサギ、マガン、タマシギ、イカルチドリ、エリマキシギ、タカブシギ、オオジシギ及びダルマガエル、トノサマガエルの生息環境の保全に努めます。

また、事業実施区域内に自然環境に配慮した緑地の整備をする計画により、シマヘビ、アリツカコオロギ、ニイニゼミ、ワスレナグモなどの生息環境の保全に努めます。

以上のことから、敷地の存在（土地の改変）による影響は低減され、本事業による影響の程度は小さいものと考えられます。

○植物

【雨水の排水】

整地工においては、仮設の沈砂池を適切に配置する、造成工事を順次行い裸地面積をできるだけ小さくする、造成法面の緑化を行う等、濁水の発生の低減、濁水の流出面積の減少を計画していることから、水域に生育する植物については、本事業による影響の程度は極めて小さいものと考えられます。

【敷地の存在(土地の改変)】

クサレダマへの環境保全措置として、工事期間中における生育地の損傷防止及び生育地への粉じん飛散防止に努めます。

対象事業の実施により主要な生育地が消失し、地域個体群の存続に対する影響が予測されるコギシギシの環境保全措置として、事業実施区域外におけるコギシギシの生育する水田環境は農業振興地域として維持されるとともに、残存するコギシギシから種子を採取して、生育地周辺の同様な水田環境に播種します。

以上のことから、敷地の存在(土地の改変)による影響は低減され、本事業による影響の程度は小さいものと考えられます。

○生態系

【敷地の存在(土地の改変)】

本事業の実施により注目種等(サギ類、シギ・チドリ類、ダルマガエル)の生息地である水田環境が一部消失することとなるが、自然環境保全へのさらなる配慮として、事業実施区域周辺に広がる水田地域の休耕田に対して灌水されるよう努めることから、周辺地域の水田環境の生息地としての質の向上が図られ、注目種等により代表される生態系に必要な水田環境は保全されます。

以上のことから、敷地の存在(土地の改変)による影響は低減され、本事業による影響の程度は小さいものと考えられます。

○景観

公園には可能な限り緑地を確保し、幹線道路においても植栽に努める計画であり、また、植栽計画は周囲の田園景観との調和に配慮して整備することから、景観への影響は低減され、本事業による影響の程度は小さいものと考えられます。

○人と自然との触れ合いの活動の場

工事中においては、散策路の利用者への安全性を確保し、また、事業実施区域内の散策路のデザインは周囲の環境との調和を図るよう計画することから、人と自然との触れ合いの活動の場への影響は低減され、本事業による影響の程度は小さいものと考えられます。

○廃棄物等

工事の実施に伴う建設発生土は、本事業における盛土材として再利用する計画としていること、既存工作物の撤去に伴い発生するアスファルトがら等については再資源化施設への搬出により有効利用を図ることから、建設工事に伴う副産物の環境負荷は低減され、本事業による環境負荷の程度は小さいものと考えられます。



コギシギシ



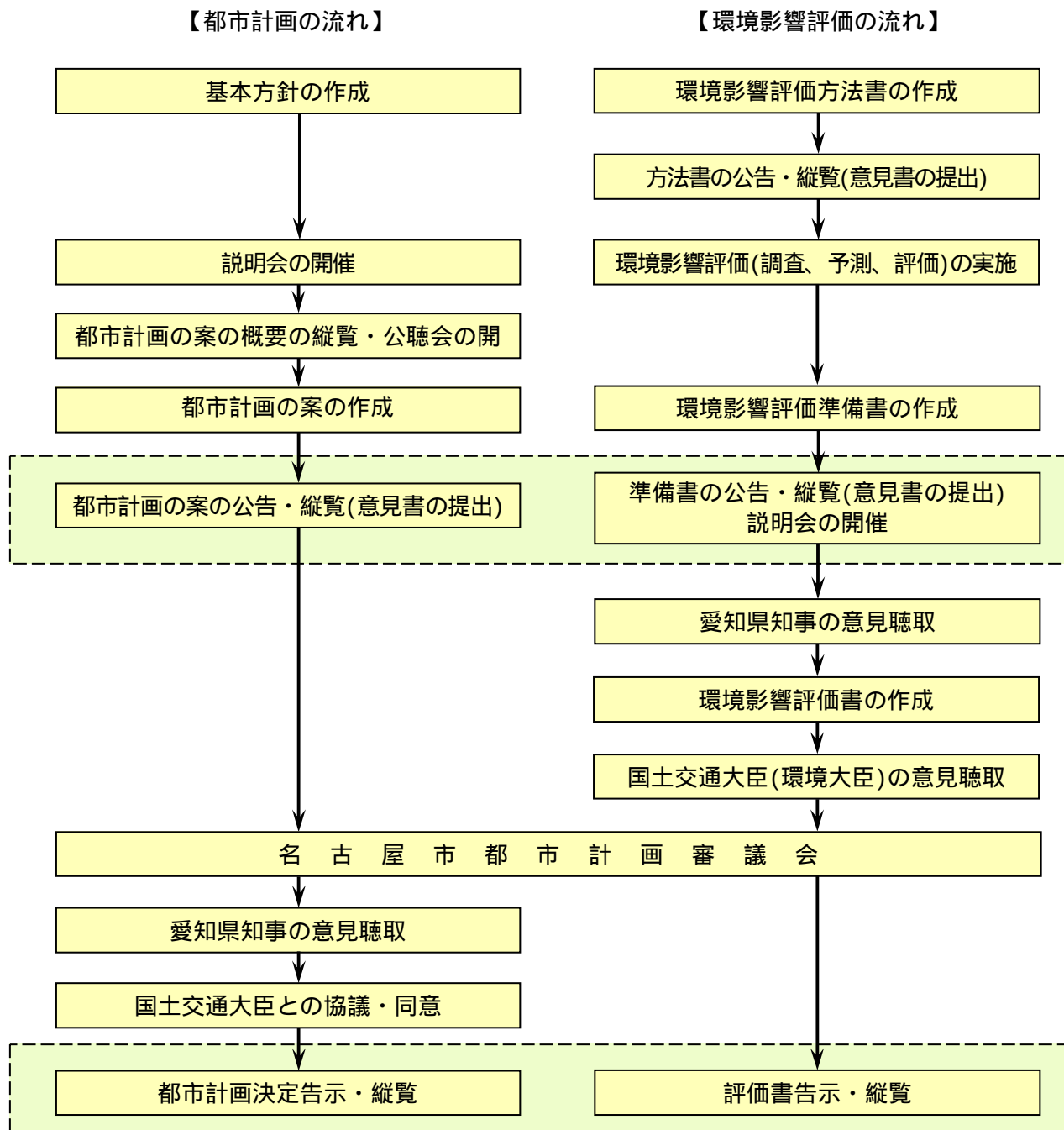
ダルマガエル



チュウサギ

- 都市計画の手続き・環境影響評価の手続き -

茶屋新田土地区画整理事業の都市計画の手続き及び環境影響評価の手続きは、都市計画決定権者（都市計画を定める者）が概ね以下のフロー図のとおり実施しています。



お問い合わせ先

〒460 - 8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課
TEL (052) 972-2798 (ダイヤルイン)